

医療安全管理委員会 規定

1. 目的

かわさき記念病院における安全管理体制の確保及び推進を図るため医療安全管理委員会を設置する。

2. 委員の構成

委員長：医療安全管理責任者

副委員長：医療安全管理者

委員：看護部長、事務長、リスクマネージャー

3. 任務

医療安全管理委員会は、主として以下の任務を負う。

- 1) 医療安全管理委員会の開催および運営
- 2) 医療安全管理対策の総合的な企画・実施
- 3) 医療にかかる安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討および職員への周知
- 4) 医療安全に関する啓発及び医療安全に関わる情報の発信
- 5) 各種整備に伴う必要な出費についての検討
- 6) その他、医療安全の確保に関する事項

4. 委員会の開催および活動の記録

- 1) 委員会は原則として毎月定例会を開催するほか、必要に応じて委員長が召集する。
- 2) 書記は会議を開催した時は、速やかに検討の要点をまとめた議事の概要を作成し、これを保管する。
- 3) 委員長不在時は、副委員長がその職務を代行する。

2014年5月1日 制定

2020年11月1日 改訂

かわさき記念病院 医療安全管理委員会